令和６年度　安全報告書

（本報告書は航空法第 111 条の 6 に基づき作成したものです。）

株式会社　オンリーユーエア

1．輸送の安全を確保するための、事業の運営の基本的な方針に関する事項

基本方針「法令遵守、安全第一」

2．輸送の安全を確保するための、事業の実施及びその管理の体制に関する事項

令和 6 年度、ホンダエアクラフト式 HA-420 型ビジネスジェット機を 2 機導入し、管理体制を拡充すべく成田国際空港を拠点に新たな事業展開を行いました。

（1）安全確保に関する組織及び人員に関する事項

① 安全確保に関する組織（人員数は令和 7 年 3 月 31 日時点）

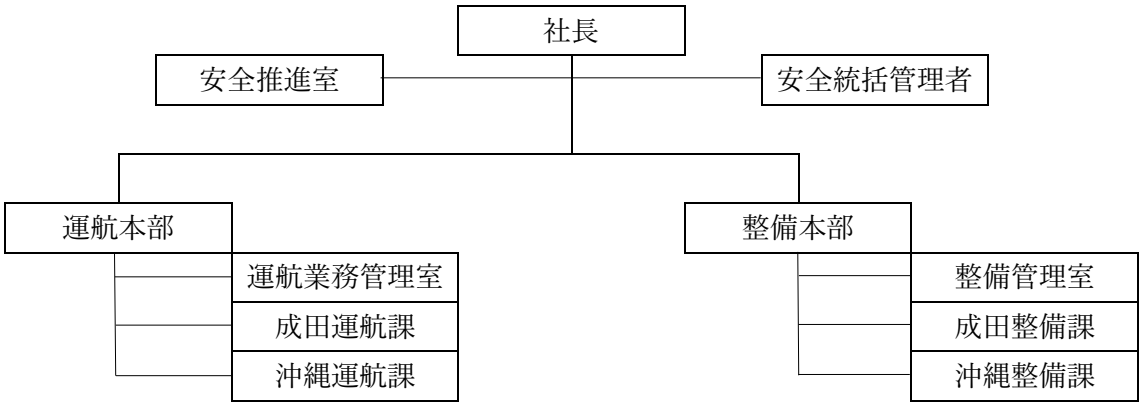

② 各組織の機能及び役割の概要

組織	機能及び役割
安全統括管理者	輸送の安全を確保するための事業の運営、実施及びその管理に関する業務の統括管理
安全推進室	安全統括管理者の補佐、実務の実施
運航本部	運航に係る業務全般
運航業務管理室	運航に係る管理業務
成田･沖縄運航課	運航及び運航管理に係る業務
整備本部	整備に係る業務全般
整備管理室	整備に係る管理業務
成田･沖縄整備課	整備に係る実務

③ 各組織における人員数（カッコ内兼務）

安全統括管理者	1（1）名
安全推進室	5（4）名
運航本部長	1 名
運航業務管理室	3（1）名
成田運航課	5 名
沖縄運航課	2 名
整備本部長	1 名
整備管理室	1（1）名
成田整備課	5 名
沖縄整備課	6（2）名

④ 航空機乗組員及び整備従事者の数

航空機乗組員	7 名
整備従事者	10 名

⑤ 整備従事者の内、有資格整備士の数

有資格整備士	9 名

（2）日常運航の支援体制

① 航空機乗組員に係る定期訓練及び審査

「運航規程審査要領（国空航第 58 号）」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（国空航第 69 号、国空機第 68 号）」の定めに従い実施しています。なお、これらの要領については、国土交通省のホームページをご覧下さい。

② 整備従事者に係る訓練及び審査

「整備規程審査要領（国空航第 73 号）」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（国空航第 69 号、国空機第 68 号）」の定めに従い実施しています。なお、これらの要領については、国土交通省のホームページをご覧下さい。

③ 運航管理者等に係る訓練及び審査

「運航規程審査要領（国空航第 58 号）」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（国空航第 69 号、国空機第 68 号）」の定めに従い実施しています。これらの要領については、国土交通省のホームページをご覧下さい。

④ 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック

運航中に発生した不具合等は運航管理担当者又は運航課長を経由し、整備業務中に発生した不具合事項は整備課長を経由し、両部門の最高責任者である本部長に報告されます。報告を受けた本部長は是正措置を講じ、その内容を関係者に周知します。

また、本部長は速やかに社長、安全統括管理者、安全推進室長に不具合情報を伝達し、安全推進室長は本部長と連携して安全推進会議等の場で社員と情報を共有します。

⑤ 安全に関する社内啓発活動等の取り組み

次の活動を行っています。

・社員の安全教育
・他社事例情報の収集と分析
・緊急時対応定期訓練

（3）使用している航空機に関する情報

型式	機数	席数	年間平均 飛行時間	年間平均 飛行回数	平均 機齢
HA-420 型	2	6	136.5 時間	201.5 回	2.5 年
PA34-220T 型	2	5	616 時間	864.5 回	20 年

3．航空法第 111 条の 4 の規定に基づく「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」の発生状況及び再発防止のために講じた措置

（1）航空事故

航空事故は発生しておりません。

（2）重大インシデント

重大インシデントは発生しておりません。

（3）その他、安全上のトラブル

機材故障によるもの 3 件、それ以外で 3 件の計 6 件が発生しました。

① PA34-220T 型

飛行後の点検において、プロペラの除氷ブーツの剥がれ・脱落が見つかり、その後の飛行予定が中止となりました。

これについては、製造時の不適切な貼り付け作業が原因と考えられたため、当該作業実施会社に適正作業の徹底を申し入れました。

② HA-420 型

航空機型式限定変更訓練中、フラップ下げ速度限界を超過する事態を発生させました。

これについては、訓練中止判断の早期化を図ると共に、訓練投入要件の見直しを行いました。

③ PA34-220T 型

飛行後の点検において、プロペラ除氷ブーツの欠損が見つかり、その後の飛行予定が中止されました。

これについては、劣化状況に対する判定を早めに行うこととして、不具合に至る可能性の低減を図りました。

④ HA-420 型

与圧システムの不具合により、機内気圧の調整が困難となったため目的地を変更し、その後の飛行計画が中止されました。

これについては、製造者とともに原因究明を行い部品を交換して復旧しました。

⑤ PA34-220T 型

離陸のため滑走路上に停止した際、フラップが下げ位置から動かせない事態が発生し、以降の飛行予定が中止されました。

これについては、フラップのコントロール・ケーブルの断線が見つかり、ケーブルを交換して復旧しました。

⑥ PA34-220T 型

近傍の部品交換作業中、後部胴体フレーム下部に小さな亀裂及び歪みが発見されました。

これについては、製造国の技術担当者からの指示に従って補修部品を製作し、それをフレームに装着して復旧しました。

４．輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

（１）国から受けた事業改善命令等

事業改善命令等は受けておりません。

（２）輸送の安全を確保するために講じたその他の措置

令和６年 10 月から令和７年１月にかけて、運航本部、整備本部、安全推進室の内部監査を行い、業務が適切に実施されていることを確認するとともに、適切でない場合はこれの適正化に取り組みました。

（３）令和６年度における安全に関する目標とその実施状況

目標：　① 航空事故及び重大インシデントの発生件数　0 件

② 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく安全上の支障を及ぼす事態の発生

件数　・ヒューマンエラーに起因：　0 件

・機材故障等：　1 件

③ ヒヤリハット報告提出件数　1 件/社員

④ 安全教育　1 回/月

実施状況：① 航空事故及び重大インシデントは発生しませんでした。

② 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく安全上の支障を及ぼす事態が５件発生しました（発生状況及び再発防止のための措置は 3.（3）の各項に記載の通りです)。

③ ヒヤリハット報告の提出件数は社員数 29 人に対し 30 件提出があり、目標を達成しました。

④ 安全教育は年間 12 回実施し目標を達成しました。

（４）令和７年度の安全に関する目標値

① 航空事故及び重大インシデントの発生件数　0 件

② 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく安全上の支障を及ぼす事態の発生

件数　・ヒューマンエラーに起因：　0 件

・機材故障等：　1 件

③ ヒヤリハット報告提出件数　1 件/社員

④ 安全教育　1 回/月

なお、ヒヤリハット報告についてはハザード、リスク解析を行います。

以上